

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会(第11回)

議事録(案)

1. 日時:平成15年4月22日(火)10:00~12:00
2. 場所:中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室
3. 出席者:
【委員】阿部博之会長、井村裕夫議員、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、
相澤英孝委員、荒井寿光委員、新井賢一委員、浮川和宣委員、江崎正啓委員、
齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、野間口有委員、
廣瀬全孝委員、松重和美委員、山本貴史委員
【総務省】金谷学 通信規格課長
【経済産業省】辻義信 標準課長
【特許庁】南孝一 技術調査課長
【事務局】永松審議官、扇谷参事官
4. 議題:
 - 知的財産戦略専門調査会の今後の進め方について
 - 研究開発・標準と特許等について

5. 議事要旨

会長

定刻となりましたので、「知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきたいと思います。

私は1月から総合科学技術会議の常勤を務めさせていただいております阿部でございます。実は、昨年までは、井村議員が本調査会の会長でしたが、私に代わるようにということで、会長をお引き受けいたしました。よろしくお願い申し上げます。

細田大臣にお見えいただく予定でしたが、国会の関係で、本日おいでになれないようです。メモを預っておりますので、後でもし時間がありましたら御紹介をさせていただきたいと思います。

御案内のように、総理の下に知的財産戦略本部というのがあり、この会合が1月からスタートしております。この本部との連絡を密にしたいということもあり、私もそちらに入っておりますし、今日ここに御出席の荒井委員と野間口委員、そのお二人はそちらに入っております。十分にこちらの成果、あるいは審議状況を反映させるべく、私も努力をさせていただきたいと思います。またそれに加えて、科学技術政策に本専門調査会の御議論が反映するように、また努力をさせていただきたいと思いますので、その点についても御協力をお願い申し上げます。

それでは、最初に資料確認等から入りたいと思いますが、まず調査会の委員に変更がありましたので、事務局から紹介をして下さい。

事務局

それでは、御紹介をさせていただきます。新しく大山昌伸議員、それから薬師寺泰蔵議員が今回より本調査会の方に御参加をいただくことになりました。

それから、専門委員の所属の代わられた方がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。荒井寿光専門委員が、3月で内閣官房知的財産戦略推進事務局の事務局長となられております。

会長

ありがとうございました。それでは、そのほか資料の確認について、引き続き事務局からお願いします。

事務局

(資料の確認)

会長

ありがとうございました。早速ですが本日の議題等に入らせていただきたいと思います。

まず、本議題は第1回目ということですので、専門委員からのプレゼンテーションと、各関係府省における取り組み状況についての説明から入らせていただきたいと思います。全体が関連する内容ですので、すべての御説明・御報告をいただいた後で議論・質疑応答に入らせていただきたいと思います。

最初に、野間口委員から提出資料がございますので、研究開発・標準と特許について御説明をいただきたいと思います。野間口委員は、先ほど御紹介しましたように、知的財産戦略本部のメンバーもしていただいております。よろしく願いいたします。

野間口専門委員

(資料2に沿って説明)

会長

ありがとうございました。

本日、まず最初に野間口委員から国際標準、あるいは標準化についてプレゼンテーションしていただきましたが、当面この専門調査会の進め方の非常に大きいキーワードとして、この標準化を取り上げてはどうかといういろんな御意見があります。資料1に戻りまして、そういった今お話しただいたことを踏まえまして、今後の進め方という案をつくりましたので、事務局の方から御紹介をお願いします。

事務局

(資料1に沿って説明)

会長

ありがとうございました。これについても、御質問等があるかと思いますが、もう少し本日いろいろプレゼンテーションをお願いした後で、合わせて御意見をちょうだいさせていただきます。

それでは、これから幾つかの省からの御説明をちょうだいしたいと思います。最初に、総務省からお願いします。

総務省

(資料3に沿って説明)

会長

どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、経済産業省からお願いします。

経済産業省

(資料4に沿って説明)

会長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして特許庁にお願いします。

特許庁

(資料5に沿って説明)

会長

ありがとうございました。

それでは、これから討論の時間に入りたいと思いますが、その前に議員の先生方の御紹介をいたします。前会長はもう皆さんよく御存じなので、新議員の御紹介をさせていただきたいと思いません。

大山議員

大山でございます。

会長

大山議員は、御存じだと思いますが、東芝でエレクトロニクスの研究・開発・製造のすべてのリーダーシップを取ってこられた方であります。

薬師寺議員

薬師寺でございます。

会長

薬師寺議員は、出身は工学部だそうですが、社会科学ということで、文系全般にわたっているという活躍をいただいているところです。

それでは、これまで本日一連の説明をいただきましたので、それに対しまして御質問・御意見、どこからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

委員

今、いろいろ御説明いただきました標準関係を、きちんと制度的に完備していくということは非常に大事だと弊社も考えております。

弊社では、この国際標準に対する取り組みを、数年前から組織化して、既に行っております。ネットワーク、あるいはデジタル化の時代に入り、標準というのが非常に大きくクローズアップされてきました。ある意味では、知的財産というのが参入障壁の1つであるわけですが、国際標準というのも、これに乗り遅れると非常に大きな参入障壁になると認識しています。数年以上前から社長直轄の国際標準プロジェクトとしてスタートし、現在は国際標準規格センターという形で組織化しています。企業として、将来製品とその技術戦略が一番大事であり、その中で国際標準をきちんととらえて活動していく組織です。弊社では知的財産法務本部と連携しながら、どういう標準に

参画する、あるいは参画しないという判断を行ない、活動しております。

基本的に、初期の段階で標準化に参画しないと、マーケット構築に遅れてしまう、あるいは他の技術が標準になると、研究開発の二重投資になると共に、更に一番大事なポイントと思いますが、ライセンス料を支払っていかねばなりません。消費者から見ますと、事前に標準化されていなければ混乱を起こす。このように国際標準というのは、産業競争力上の非常に重要な地位をしめていると思います。

従来は、国全体としての取り組みは、みんなが最低限として守らなければいけないような事後標準的な活動がすごく多かったと思います。今回、トップランナー方式といいますか、事前標準という考え方を前面に出して、取り組んでいくという御説明がありました。全く賛成であり、日本全体もこういう形で進んでいかねばいけないだろうと思います。

それから、知的財産との関連性で、非常にいろいろな問題を抱えております。例えば、JPEG等においては、国際標準化されてから約10年位たってから、原理特許を保有しているという会社があらわれて、ライセンス料を要求されております。国際標準のルールの中でも、例えばISO等々ありますが、知的財産権の問題が起こったときどう対処するのかというのが、残念ながらきちんと完備されておられません。

ISO等では妥当・非差別というパテントポリシーがあり、宣言させられるわけですが、では妥当・非差別をだれが決めるのだろうかなど、どうもはっきりしていないと思います。

それから、標準を決めていくとき、ISO等においても、委員会を構成して策定していくわけですが、従来どちらかというと技術者が中心で、知的財産の関与というのは、勿論皆さん意識しておりますが、それに対してどう取り組んでいくという明確な活動なり考え方なりが比較的弱かったと思っています。是非、国際の場において、日本がきちんとした役割を果たしていくということも含めて、国際標準に関しての問題を、この委員会の中で議論されていけばいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。今、御指摘になったことの1つは、ISO/IEC幹事国業務の引き受け数が非常に少ないということも密接に関係していると思います。そういうのを積極的に増やしていくのはどういうふうになればいいかという辺りも、いろいろ御意見を賜ればありがたいと思います。

委員

先ほどからの御説明を聞いていますと、標準化といいましてもいろいろなパターンがあるようですし、特に開放性や透明性の高いフォーラムによる標準化を目指す場合と、他社を排除した、いわ

ゆる企業間連合での市場シェアの獲得を目指す場合で、かなりな違いはあると思います。特に後者のようないわゆるパテントプールで、特定の企業間グループが結び付いて標準化を進めるというような場合には、今の委員の御意見の中にも出ましたが、特に有力な特許権者が外れますと、そこからの権利行使を受けるといった問題があり、その関係をどうするのかということ、また逆にパテントプールに含まれていない第三者が、そのパテントのライセンスを要求した場合に、それを拒否する、あるいは、高額のパテント料を要求するといった問題が出てきますと、これは特許法の裁定実施の問題も生じましょうし、また独占禁止法の不公正な取引の問題も生ずるといいます。

私はその辺をどうするのかということは、非常に気がかりなわけですが、先ほどからの省庁の御報告に、その点について触れた点がほとんどありませんでしたので、果たしてその辺をどう考えているのか、どういう施策を進めようとしているのかについて、是非お聞かせいただきたいと思えます。

会長

ありがとうございました。これは、日本国内としてきちんとしておくべきだということで、何か関連省庁の方で発言していただくことございますか。

経済産業省

経済産業省ですが、現在国際的にもきちんとした決まったルールはなく、いわゆるパテントポリシーというのをそれぞれが持っております。紛争が起きた場合には、各個別の企業で対応するというのが国際的な対応に今なっております。そういった関係からの御指摘だと考えております。

幾つかの課題がまだ整理されずにあると思いますが、1つはそういう紛争を解決する、どこでどういうふうな解決していくのかというのが1点あると思います。

今、幾つかの法律の関係が出ましたが、法律としてどのようにそれを対応していくのかというような課題があるかと思えます。

もう一つ、これはスタンダードボディたる我々も関係するわけですが、こういう事後での問題ができる限り起きないように、いわゆる標準をつくる段階でどういった工夫ができるのかというふうな工夫の仕方もあろうかと思えます。現在私どもとしても検討しておりますが、まだ皆様方に御紹介できるような結論には十分に達してないというのが現状で今日は御紹介できずにおりました。

会長

ありがとうございました。大変難しい課題だと思いますが、やはりいろんな意味でむしろ日本がうまくいってない例をサンプルにして、いろんな施策を講じていくということが必要なのかもしれない

が、引き続きよろしく願いいたします。

委員

一言だけ質問、あるいは意見も入るかもしれませんが、標準化の範囲といいたいでしょうか、標準の範囲につきまして確かめたいと思います。お四方の一連の御報告の中で、大体ははっきりしてきましたが、事前対応型といいたいでしょうか、事前標準という線をお出しになったというところで、かなりはっきりしてきました。

その場合に、情報通信分野に限りますと、ネットワークとかメディアの物理層、それからセキュリティーなど、そういう領域につきましては、これはやはり事前対応型というのは必須のことではないかと思うわけです。

ところが、この情報通信分野ですと、御指摘ありましたように、すべての機器がネットワークに接続する。つまり端末には一般ユーザーがいるわけです。一般消費者というものもいるわけですので、それへのアプローチ、端末の形態をどうするか、そういうものにつきましては、かなり国ごとにメンタリティーの違う面がありますので、自由な開発というものもその余地を残しておく必要もあるかと思えます。

先ほどキャッシュカードの例が出ましたが、ああいうのも微妙なところでメンタリティーの違いがあるはずで。そうすると、やはりユーザーのメンタリティー等につきまして、どういうふうにとらえていくのか、国際競争力とか技術開発力というときに、事前標準の上に立った、今度は自由な開発、これも保障していくような気がします。それも枠にはめてしまいますと、かなり開発力が弱まってくるように思えます。

総務省

ただいま御指摘の点につきましては、事前のデジュール的な標準と、いわゆるデファクト的な標準のバランス、そこら辺の御指摘かと思えます。

第3世代携帯電話、先ほど申し上げましたけれども、そこら辺につきましては、いわゆるITUでのデジュール標準、これにつきましては将来ビジョンとか、枠組み、それを決めまして、詳細仕様につきましてフォーラム、3G3Pという形でフォーラムで詳細を検討していただいたということで、何でもかんでもITUの場ががちがちと決めるということではなく、民間の活力、柔軟性、迅速性、そこら辺のところを考慮に入れつつ行ってきたという例があります。

御指摘の点につきましては、なかなかいろんな種類の標準がありますが、いわゆる第3世代携帯電話につきましては、そうやって推進してきたということを紹介させていただきます。

会長

今後の課題についてのコメントをいただいたということでもありますので、またいろいろ注意しながら議論を進めていくべきだと思います。

委員

国際標準とデファクトスタンダードは言わば二頭立ての馬車のようなものです。例えばアメリカは国際標準にも熱心ですが、デファクトスタンダードにも熱心であるということで、デファクトスタンダードということも国際競争力の面では非常に重要であるということは、最後あるいは中間まとめにおいては強調しておいていただきたい問題であると思います。

それから、先ほど言っていたように、ISO等の幹事国数が少ないというのは、日本の外交政策一般の問題であるかと思いますが、アメリカがなぜ数多く取っているかという、これは重要であるからということだと思います。

それから、法律的には、パテントプールというのは非常に円滑にする面もありますが、競争制限効果を持つということもあります。今、知的財産戦略大綱等で知的財産を使って技術競争をやっていこうという時で、二律背反的な問題もありますので、その調整というものは十分考えていく必要があるのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。

委員

先ほど総務省から、第3世代携帯電話のお話をいただきまして、日本の特許が3分の1ぐらいということで、普及の問題はともかくとして、活動における貢献度とか、そういう切り口のデータもお示しいただいたと思います。

特許庁からも、DVD-VIDEO/ROMに関して、時系列上での審査請求動向の分析結果を示していただいて、どちらもそれぞれに興味深く伺いました。産業競争力強化のための標準化活動というか、そういう観点で、例えばもう少し出口側の市場シェアとか、あるいはエマージェンな領域ですと普及率、そういったものと、それからそれを支えている特許の内訳というか、特許群の中に非常に強い特許と、必要ではあるけれども、強力でないという表現はおかしいですけども、やはり内部的な構造の差があると思われます。最終的には我が国がどの領域で強い権利を確保しているか、あるいは技術の基幹部分やサービスインフラの根幹部分においてどのような提案やリーダーシップを取ったかということが重要だと思われます。このような微細構造と最終的な市場におけ

る強さというところまでを、言わばパッケージで分析していくというようなことが、競争力強化のための標準化活動としては必要ではないかと思えます。

したがって、いわゆる技術レベル、特許レベル、あるいは標準化活動という領域でのリーダーシップなり貢献度と合わせて、最終的な市場におけるプレゼンスをどういうふうにセットで評価していくかというような観点での分析というのが今後必要ではないかと思えます。

会長

ありがとうございました。

委員

日本の研究開発にとって有利なところを国際標準にする、あるいは結果的にデファクトを取るのが大変重要なことだと思っております。これは全く逆もありまして、弱い部分あるいは、負けている部分を国際標準にされると、これは大変なダメージになるわけです。よって強い部分があって初めて、国際標準が企業にとっても国際的に非常に強いポジションを持てるということですので、逆に弱い部分はなるべく国際標準にならないような活動も重要であると思えます。

逆に国際標準にならなくて、国内標準にしかない場合は、産業競争力という国際的な見方からすると、余り得ではありませんので、国際標準を基本と考えなければならないと思えます。

会長

自動車はある意味で非常に強いところをたくさん持っておられる世界で、お手本にしなければいけない部分と、形だけまねするといけない部分もあるうかと思えます。

ありがとうございました。

委員

私は、産業サイドではなくて、ちょっと前の議論と合わせて、標準化の意味をもう一回吟味をしていただきたいと思えます。ここで言われた標準化には賛成ですが、いろいろなパテントを集めて、1つのシステムをつくっていくと、先ほど言われたような問題点が逆に生じることも確かだと思えます。

もう一つ、この知的財産戦略の中で、標準化を今度強調することの意味をもう一回確認していただきたいと思えます。それは大学や基礎研究における知的生産の場が1つあります。

ここでの研究開発は、更にもう少し目的を絞った下流の研究開発の場の標準化の問題を言っているように思えます。

更にサプライサイドではなくて、今度はユーザーサイドの市場の標準化、この辺のどの標準化を今回議論するのもう一回確認していただきたい。私としてはそういう日本の研究開発から市場まで、全体の間としてオープンな、透明な標準化がなされるという意味では賛成です。標準化で研究開発に枠がはめられて、自由化がかえって抑えられるようにならないことを、どう保障するのが大切です。特に基礎研究の間における標準化とは何か、研究開発の標準化とは何か、市場間における標準化とは何か、の位置づけをもう一回やっていただきたいと思います。

私が今まで住んでいたサイエンスの間で、日本が十分でない間は、標準化という言い方でも言えるかもしれません。先ほどどなたかが世界のネットワークの一翼を担うという意味でのネットワークにふれました。私はそのキーワードである研究開発間においても、それからある部品をつくった場合でも、国際的なシステムとの互換性、インターチェンジャビリティをもつことが非常に大事だと思います。そういう意味でこの標準化というものが1つのプロダクトで全部縛ろうという、割合と固定的なものではなくて、日本がある知的な開発をした場合、それが世界のシステムと互換性があって、そのことによって優位を取っていく。それが特に大学などでは大事だと思います。その間の位置づけをもう一回言っていただくとありがたいと思います。

会長

今、私が簡単にさらさらと申し上げるには難し過ぎる御指摘であると思いますし、これはあと事務局からちょっと説明してもらった方がいいと思います。やはり分野とか、あるいは製品とか、そういうことによって今の御指摘のところが違うのではないかという気がしますので、最終的には少しナショナリスト的な発言になってしまうかもしれませんが、やはり日本の国益に資する、勿論産業界を含めてですが、ケース・バイ・ケースできちんとした対応をしていかなければいけないということだと思います。それにしても一般的にやはりこの標準化は日本がいろんな意味で手痛い経験をしておりますので、多少遅ればせかもしれませんが、国の役割としてもここで改めてきちんとした方向性を出していくべきだということだと思います。

委員

一言だけ、私は限定的に申し上げたいのは生命科学の分野での私の実感ということでもあります。過去30年間、化学を中心にしたピペットが10ccぐらいでガラスを使っていた時代から、分子生物学になっていくにしたがって急速に変わっていくわけです。それが1cc、10 μ l、1 μ l、こういったものは先ほど言った大学でやっている研究の間で起こるわけです。日本は今までは非常に強い日本固有の製品がありましたが、残念ながら全部アメリカ製品に研究開発のところから大学での研究が全部置き換わり、同時に大きな遠心機が必要なくなり、ベックマンに全部統一されて、日立の

遠心機は使われなくなったというようなことが基礎研究の場でもあるわけです。それから連続して、今ここで問題になっている産業、バイオテクノロジー時代に移行していくわけです。こういう点ではそういう中で標準化のイニシアティブを取るために研究開発の一番大事なところからそうだとすることも、私の30年間の実体験です。こうした研究開発のフェーズがありまして、それを含めて今、標準化について聞いたので、ライフサイエンスをやっている者としてちょっと発言をしました。

会長

そうですね。おっしゃるとおりでありまして、多分今、先生がおっしゃったのは、残念ながらライフサイエンスだけの問題ではなくて、ほかのさまざまな研究開発にも似たようなことがかなり及んでおりますので、特に計測方法とか、そういうことになりますと、アメリカに席卷されている例というのは嫌になるくらい耳にしているわけですので、今、先生の御指摘は、更にそういうことを十分留意してというふうさせていただきます。

そんなことで、特に資料1に書いてありますように、今回は情報通信分野というのを特にクローズアップして、1つの標準化対応ということで御議論をいただいているところでありますが、しかしもう一つの論点のところは必ずしも情報分野とは書いておりませんので、もう少しほかの分野にも当然含めた議論、あるいは対応をお願いしなければいけないということでもあります。大変重要な御指摘、ありがとうございました。

委員

第1点は、既に話が出ていますが、今まで放送とか通信で非常に日本でいい技術がでてきましたが、国際標準に遅れてしまったという話があると思います。是非どうしてそういうのがうまくいかなかったのか少し分析して、よく教訓にするということが大事ではないかと思えます。

第2点は、国際標準は大事というのは、みんな合意はしやすいのかもしれませんが、だれが何をするかははっきり決めないと、まただれかが人材を育ててくれるのではないかと、非常にこのところ数年の反省を込めて言えば、やはりだれが何をするかを今回是非議論していただくことが必要だと思えます。

会長

ありがとうございました。

総務省

ただいま、非常に重要な御指摘をいただいたかと思えますが、通信、放送という最初の点です

が、若干経済産業省のペーパーも含めてコメントさせていただければと思います。経済産業省の14ページのところで国際標準を獲得できなかった事例というのが書いてありまして、通信関係と、IT関係で、誤解を招いてはいけないなと思ひましてコメントさせていただきます。第2世代携帯電話につきましては、我が国PDCにおいては、ITUの国際標準になっております。いわゆる欧州の方式、日本の方式、各国の方式、国際標準になったわけですが、その普及の過程で、欧州は欧州連合という形で国がたくさんあって、普及の点で先を行ったという事例があります。

それでは、その日本の携帯電話の標準が意味がなかったかということ、日本でこれだけ携帯電話が急速に普及したということについては、国際標準化がなされたことが貢献しております。ここにキャリア主導の開発というコメントがありますが、いろんな形態があってよいのではないかと思います。キャリアの役割があるというのも1つの形態ではないかというふうにも思います。勿論メーカーも非常に協力をしてつくったということです。

更にこの記述で第3世代については、この反省を踏まえてとか、普及が遅れているとか書いてありますが、サービスが始まったばかりで、FOMAなど、急速に動画系のサービスだとかが始まっていますので、これから欧州でもいわゆる画像系、いろんなサービスが普及していく中で第3世代携帯電話については普及が進むのではないかというふうに思っております。

それと一番下のところに、高品位テレビと書いてありまして、アナログのことについて書いてありますが、これについても、ハイビジョンについては、無線インターフェースのみならず、端末系、あとスタジオ規格等々いろんなシステムの集合体になります。アナログについては一部です。これらについてはNHKが古い段階からものすごい労力をかけて開発をしてきました。

更にデジタルハイビジョンにこのノウハウの蓄積が移っていったということもありまして、これについて無駄でなかったというふうに分析をしております。こういったような技術開発の過程で、いろんな特許取得も行われているというふうなことで、現在日本がデジタル放送の分野で主導的な役割を国際的に果たしているということにこういったような技術開発がつながっているのではないかというふうに分析をしております。

ということで、この経済産業省の14ページの部分について、この場でオーソライズされるのはいかがかなと、思っているわけで、もしも最終的な報告書をつくれる場合には、ソフト等幅広い観点もありこちら辺のところはご配慮いただきたいというふうにも思っております。

会長

この資料をこの席でオーソライズするという手続は取りませんが、一応公開にさせていただいておりますので、多分こういう資料は、例えば総合科学技術会議の本会議におきましても、各省のおっしゃっていることに、多少食い違いがあり、それはそれぞれの省の御主張ということで、特別

に修正の議論をするということをやっておりません。今のは承っておくことで十分役割を果たしているのではないかと思います。もし大変気になるようでしたら、個別に折衝をしていただければと思います。それぞれの省の御主張、あるいはお考えを資料として公開させていただくことでお許しいただければありがたいです。

委員

標準化の問題は、非常に重要だと思いますし、ある意味では製造容易化、販売容易化というふうな言葉にも置き換わると思いますし、知的財産は標準の例に例えれば標準化するまでは経済効果はほとんどないわけですし、ものを売って初めてそれから社会的な意味があるということになると思います。今のお話をいろいろ聞きますと、やはり民ができること、官ができること、それから民の中でもトップランナーの役割と、それからそれに着いていくボトムランナーというか、そういう方の使いやすさの意見というふうなところもあると思います。そこら辺のところを各役割、多少ボーダラインは不明確だと思いますが、こういったところでそれぞれのパートをどういうふうにこなして強調して、場合によってはある程度の標準化何とか宣言というようなものが出れば、官が動くとか、そんな仕組みということも柔軟に考えて、場合によっては当然競争宣言的なことも産業政策からは必要だと思いますので、思い切った役割を明確にさせていただければというふうに思います。

会長

ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間がまいりましたので、また引き続き御議論いただくこととなりますが、まず大山議員からお願いします。

大山議員

いろいろ先生方、御教授ありがとうございました。少しコメントをさせていただきます。企業間競争を律するビジネスモデルというのが、常に進化をして止まらないのと同じように、知的財産戦略というのも恐らく日進月歩であろうかというふうに思います。

そういった視点で、私どもに課せられている課題というのは、やはりこれまでを制した米国型モデル、これを超えた新しい知的財産戦略というものを構築することだろうというふうに思います。これをもう少しビジネスの世界において考えますと、80年代から90年代、PC、あるいはネットワークという世界での知財権戦略では完敗しています。では、最近はどうかと、先ほども1、2例事例紹介がありました、例えばDVD、あるいはデジタルカメラ、少しずつ流れが変わりつつあります。少し日本でもそういった意味での学習効果が出て、新しい流れが出始めていると思います。そういった

ことを起点にして知財戦略に関して、今後を制する科学技術政策といったものを是非私どもとしては推進してまいりたいところです。是非次回以降数回の会議があると思いますが、そういった視点で各委員の方々から積極的な御提言いただければありがたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

薬師寺議員

大分前に荒井委員と特許の勉強をしたことがありまして、それ以来やっておりませんので、勘を戻しつつあります。先ほど、私は国家の覇権と技術ということはずっとやってきておりますが、VHSの話がデファクトでコストが高いという話がありましたが、そのころは日本は非常に強かったわけです。ですから、強い国がどういうデファクトみたいなことで市場を席卷して、国家が台頭していくか、そういうような国家レベルの話というのは、私はこれから重要であろうと思います。

ただ、国際協調の国家関係が非常に強くなっておりますので、一方では国際協調ということでデジュールみたいな方向も重要になると思います。

そういう点で、国際政治の方から勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、前会長。

井村議員

昨年、この知的財産戦略専門調査会が発足したときに、会長を務めさせていただきました。私は医学の分野の出で、全くの素人で、幸いにして国の知的財産戦略会議の座長を務められた阿部先生が議員になられましたので、これからは安心して阿部先生のリーダーシップの下でやっていただけるのではないだろうかというふうに考えております。

国際標準の問題は、実は今から3年ほど前に、第2期科学技術基本計画を議論したときに大変大きな問題になりました。ただ、そのころは私どもとしてはやるべきことが余りにも多くて、なかなか国際標準にまで手を付けることができなかつたわけです。したがって、国際標準を獲得していくことの重要性は書き込んでありますが、具体策というものはほとんど何も述べられていないと

いう状況でありました。

今回、この知的財産戦略専門調査会でいよいよ本格的に国際標準の問題が取り上げられるということは、大変私どもとしてはうれしいことです。

先ほどから伺っております、これもなかなか難しい問題だというふうに思います。事前標準、事後標準の問題しかもかなりいろいろなものがあって複雑であるということです。

それから、やはり一方では研究を促進するためには、極めて自由なパテントの在り方というのが必要になりますので、その間の関係というのをどういうふうにするのかということも、大変難しい問題であろうと思います。

これは、今日お話があったような分野ではあまり問題ではないと思いますが、もう一方はやはりユーザーというのが常にあるわけで、そのユーザーの視点を余り考えないでどんどん知的財産を獲得していくと、それが大変大きな摩擦を起こしてくるということがあり得るわけです。

例えば、今、欧米で問題になっておりますのは、乳がんを起こす遺伝子、BRCA1とBRCA2という2つの遺伝子が見付かりました。その遺伝子に、ある日突然変異があると乳がんが家族的に起こっていく。非常に若い時期から起こってくるわけです。それに全部特許がかけられているわけです。そうすると、検査をするときの検査料が極めて高いものになっていくということで、問題が起こってきております。こういう辺りは、やはりユーザーの視点を考えていかなければいけない問題になるわけでありまして、一部の学者からは特許の除外規定をつくれというような動きが出始めております。1つの流れとして参考までに申し上げておきたいと思うわけで、企業が集まってある種のデジュールスタンダードをつくるときに、やはりこういったユーザーの視点というのを常に考えておかないと、後でいろんな問題が起こり得るのではないかとということを少し考えながら聞かせていただきました。

会長

ありがとうございました。

先ほど事務局から資料1を説明してもらいましたが、当面このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

会長

それでは、そうさせていただきます。なお、本日の議論をまた第12回の調査会においても、引き続きお願いしたいと思います。

最後に、本調査会の名簿が資料6にございますので、これは公開させていただきます。また、資料7は前回議事録で、この議事録を含めて本日の会議資料につきましては公開という取り扱いにさせていただきたいと思っております。

(「異議なし」と声あり)

会長

それでは、そうさせていただきます。

最後に、細田大臣からメモを預っておりますので、簡単に御紹介をします。

1番目は儀礼的なもので、これは省略しますが、

2番目、本調査会では、昨年3月の第1回以来、10回にわたって精力的な御検討をいただき、その成果が6月の中間まとめ、そして12月の知的財産戦略についてという総合科学技術会議の提言として身を結びました。

また、これらの提言が産業界、大学等の知的財産活動の強力なインパクトを与え、また各省庁においても、法改正、予算措置等の積極的な取り組みがなされているところであります。

3番目、このような状況を踏まえまして、知的財産立国の実現に向けて、知的財産戦略の一層の推進を図るため、特許と標準の包括的な対応の在り方、独立行政法人化後の大学における知的財産活動管理体制の在り方等、特に重要な課題について御審議をいただきたいと思いますと考えております。

4番目、知的財産戦略本部が3月1日に立ち上がり、今後7月を目途として推進計画をとりまとめる予定であります。知的財産の問題は多岐にわたりますが、科学技術分野の今後の課題については、本調査会において検討・審議を行い、その成果を戦略本部の推進計画ととりまとめ検討作業にも反映させていくことにしたいと考えております。

5番目、そういうことでよろしくお願い申し上げます。

ということでありますので、御紹介をさせていただきました。

では、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1の2枚目に参考として付けさせていただいております、スケジュールですが、次回第12回は、5月9日、本日に引き続きまして標準と知的財産の議論をいただきます。それから、13回は、5月29日、大学の問題についての御議論をいただきたいと思いますと思っております。

14回、15回は、6月に2度開催させていただき、まとめをさせていただきたいと考えております。

そのお手元の参考の部分には、14回が6月中旬、15回が6月下旬とかいてありますが、少しスケジュールを前倒しさせていただく可能性があります。全体の中での状況を踏まえてということですので、また後日御連絡をさせていただいて、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

会長

それでは、長時間ありがとうございました。本日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上